

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成 22 年度 政策経営会議（第 18 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 23 年 3 月 18 日（金） 午後 3 時 00 分～4 時 00 分	
開催場所	区長応接室	
議題	<p>1. 豊島区社会福祉事業団による法人本部及び認知症グループホーム建設計画について</p> <p>2. 東北地方太平洋沖地震被災者の受け入れについて</p> <p>3. 「子どもの虐待対策コーディネーター」の配置について</p> <p>4. 「長崎すくすくルーム」の移転について</p>	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長
	説明者	保健福祉部長、高齢者福祉課長、福祉総務課長、介護保険課長、財産運用課長、 建築指導課長、都市整備部長、住宅課長、子ども家庭部長、子育て支援課長
	事務局	企画課

審議経過

案件 1：豊島区社会福祉事業団による法人本部及び認知症高齢者グループホーム建設計画について

(1) 案件の説明

本区が社会福祉事業団に無償貸与している特養ホーム菊かおる園の敷地の一部に、同法人が法人本部及び認知症高齢者グループホームを建設、運営することを承認したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：認知症高齢者グループホームの 18 部屋というのは大きいものか。

説明者：目一杯である。1 ユニット 6 から 9 部屋というのが基準であり、9 部屋を 2 ユニットとなる。

区 長：4 階建てにすれば 1 ユニット追加できるのか。

説明者：合計 3 ユニットまでは可能である。

区 長：他の自治体で 3 ユニットはあるのか。

説明者：おそらく練馬区であったかと思うが、3 ユニットは少ない。

区 長：建設費用はどれくらいかかるのか。

説明者：約 2 億 3 千万円である。都の補助金が 9,500 万円ほどあり、残りは社会福祉事業団が負担する。

委 員：保育園等でも、区立の保育園を民営化し、民間法人に運営を任せているが、区の建物を使用する場合、使用料は発生しない。建物が老朽化し、民間法人が建替えた場合、今の基準では、建替えた途端、使用料が発生するという事になってしまう。

委 員：補助が必要な場合には、補助金で出す等の方法を考えたほうがいいと思う。

副区長：今後、豊島区の財産の使用許可等に関する取扱要綱については、いずれ見直しをしてみたいと思うが、今回はこれまで通りでいくこととしたい。

(3) 結論

本区が社会福祉事業団に無償貸与している特養ホーム菊かおる園の敷地の一部に、同法人が法人本部及び認知症高齢者グループホームを建設、運営することを承認する。

案件 2：東北地方太平洋沖地震被災者の受け入れについて

(1) 案件の説明

東北地方太平洋沖地震の被災者の支援の一環として、被災者のうち住宅に困窮している方に対し、区民住宅ソシエ及び安心住まいの空き室(合計 40 戸)を提供したい。

(2) 主な意見と質疑

副区長：住宅の提供について問い合わせがきているということであるが、どこからきているのか。

説明者：被災地や区内にいる被災者の親戚などからである。

区 長：被災した市町村からは問い合わせはきていないのか。

説明者：被災した市長村では、現在そこまで整理できていないようである。

区 長：三宅島の噴火の際、東京都を通じて避難民の受け入れ依頼が来たが、現状ではそこまでいっていないということか。今空き室をうめてしまっていないかということになる。

副区長：準備だけをしておくということではないか。

委員：区内に人工透析を行う医療機関も 1 2 か所あり、人工透析患者の受け入れ等、優先順位を考えるとということもあるのか。

説明者：選択肢としてはある。

(3) 結論

東北地方太平洋沖地震の被災者の支援の一環として、被災者のうち住宅に困窮している方に対し、区民住宅ソシエ及び安心住まいの空き室(合計 40 戸)の提供の用意を行う。なお、受け入れに関しては、今後の国や被災地からの情報を待つこととする。

案件 3：「子どもの虐待対策コーディネーター」の配置について

(1) 案件の説明

子どもの虐待予防と虐待事案の解決にむけた取り組みを関係機関とともに的確に行うために、東部子ども家庭支援センターに「子どもの虐待対策コーディネーター」を配置したい。なお、コーディネーターは非常勤職員とし、東京都児童相談所のOB職員を充てたい。

(2) 主な意見と質疑

説明者：平成 23 年度から 3 年間、東京都が予算化した事業であり、経費の 10/10 補助される。コーディネーターを配置することで、子どもの虐待ケースの現状を把握し、受理会議を行い、援助方針を検討し、その上で進行管理を実施するとともに、関係機関との調整を行い、連携を強化する。また、東京都の児童相談所のOBを配置することで、児童相談センターとのパイプの強化が図れる。

(3) 結論

子どもの虐待予防と虐待事案の解決にむけた取り組みを関係機関とともに的確に行うために、東部子ども家庭支援センターに「子どもの虐待対策コーディネーター」を配置する。なお、コーディネーターは非常勤職員とし、東京都児童相談所のOB職員を充てる。

案件 4：「長崎すくすくルーム」の移転について

(1) 案件の説明

保育ママ施設である長崎すくすくルームは築 40 年を超える賃貸物件を活用して運用しており、昨年児童及び保育ママにダニによる被害が発生した。温暖な季節を迎えるにあたって、同様の被害を未然に防ぐために近隣で、1 階に空室がある区民住宅「ソシエ長崎」に移転することとしたい。

(2) 主な意見と質疑

説明者：現在の長崎すくすくルームにおいて、昨年 10 月には大多数の児童及び保育ママに、ダニによる被害が発生し、ネズミ・ダニの駆除、仮施設による保育を行った経緯があり、再発の恐れもあるということである。

副区長：2 部屋を借りるという計画もあったのではないか。

説明者：もう 1 部屋については今後の検討課題としたい。

(3) 結論

保育ママ施設である長崎すくすくルームを、近隣で、1階に空室がある区民住宅「ソシエ長崎」に移転することとする。

会議の結果	1. 豊島区社会福祉事業団による法人本部及び認知症高齢者グループホーム建設計画について	⇒決定
	2. 東北地方太平洋沖地震被災者の受け入れについて	⇒決定
	3. 「子どもの虐待対策コーディネーター」の配置について	⇒決定
	4. 「長崎すくすくルーム」の移転について	⇒決定

提出された資料等	1. 社会福祉事業団による法人本部及び認知症高齢者グループホーム建設計画について
	2. 東北地方太平洋沖地震被災者の受け入れについて
	3. 「子どもの虐待対策コーディネーター」の配置について
	4. 「長崎すくすくルーム」の移転について